

令和2年4月24日

報道資料

香芝市新型インフルエンザ等対策本部事務局
(新型コロナウイルス感染症対策)
TEL：0745-44-3305(市役所 危機管理室)

新型コロナウイルス感染症の対応について

令和2年4月24日、午前9時から対策本部会議を開催し、下記のとおり協議しました。

記

1. 状況報告

(1) 県内発生状況 [県内感染者 76 名] 《4/23 現在》

(2) 緊急事態宣言

4月17日の県対処方針による《うつらない・うつさないの徹底》を目的とした要請に加えて、4月21日の県対処方針により《施設の使用制限》の要請等の確認を行う。

2. 市民への周知について

県の要請事項や支援策などの取り組みを中心に、次のとおり広報周知を図る。

①広報紙 これまでは感染拡大防止対策等を重点的に掲載していたが、国の緊急経済対策や県の協力金などの施策が明らかになってきたことから、今後は各機関における支援策など積極的に周知を図る。

②ホームページ等

随時、更新を図る。今後、国や県・市の支援策など情報の増加を見込まれることから見易さや検索のしやすさを目的として改善を進める。

③広報車 広報車の巡回啓発(4/15～)は、都度、啓発内容の更新を行う。

大型連休期間における巡回体制の確認を行う。

④「Yahoo!防災速報アプリ」

これまで4回、緊急広報等(①4/8：7都府県緊急事態宣言発出、②4/17：全国緊急事態宣言発出、③4/21：感染予防についての奈良県要請事項、④4/22：施設の使用制限についての奈良県要請事項)を周知するため活用している。※「Yahoo!防災速報アプリ」の活用周知を図る。(R1.7 広報の再周知)

3. 市業務の継続対策について

感染症拡大の収束に目途がつくまでの間の対策として、次のとおり確認を行う。

- (1) 健康管理 体温計測および体調確認の徹底（毎日）
- (2) 消毒清掃 窓口（カウンター）や手すりなど消毒の徹底（毎日）
- (3) 窓口感染防止対策（透明パネル設置）
窓口（本庁舎1階や福祉センターなど）に設置する。
(4/24 資材納入予定、納入後に所属職員にて設置対応)
- (4) 在宅勤務 4月21日に庁内通知。各部局において検討すること。
遠方（特に特定警戒都道府県）通勤者、妊婦を優先対象者とする。
- (5) 時差出勤 更なる検討を行うこと。遠方（特に特定警戒都道府県）通勤者
- (6) 事務室の分割
既に税務課、ICT推進課、介護福祉課にて実施している。特に在籍職員が多い部局においては分割の検討を行うこと。

確認事項(4/23 現在)

施設等		期間等
公共施設（貸出し等）		5月末まで休止
行事・イベント		5月末まで中止・延期 (検診等は除く)
教育等	市立小学校、中学校、幼稚園、 認定こども園（1号認定）	5月6日まで臨時休業
	幼稚園、認定こども園 (2号認定、新2号認定)	5月6日まで臨時休業
保育・学童保育 (児童受入れ)	市立保育所	5月6日まで臨時休業（ただし特別保育を実施）
	学童保育	登所自粛

4. 支援策（取り組み）について

(1) マスク配布

- ①市立小中学校の児童生徒および教職員
→《国・布マスク2枚/人》配布開始（※1枚目4月中、2枚目5月以降）
→《市・布マスク1枚/人》納品・配布時期の確認（5月下旬納品予定）
- ②幼稚園・保育所の児童および職員
→《市・布マスク》納品・配布時期の確認（5月下旬納品予定）
- ③妊婦
→《国・布マスク2枚/人・月》配布を停止中

→《市・不織布マスク 10 枚/人》配布開始（4/23 現在の実績 129 人/約 500 人）

④世帯配布（2 枚/世帯）《国》

→配布状況・時期は未定である。

（2）セーフティネット保証等の認定状況（4/21 現在）

名称	認定件数
セーフティネット保証 4 号	65 件
セーフティネット保証 5 号	14 件
危機関連保証	175 件
持続化補助金	11 件
合計	265 件

※市内業者数約 1900 件のうち 265 件が既に認定

5. 学校等の休業期間について

現在の休業期間（5/6 まで）の検討を行い、教育委員会に対して 5 月末まで期間を延長する要請を行う。要請を踏まえ教育委員会会議（来週開催予定）にて、現在の臨時休業期間および長期休業期間（夏季休業）を決定する予定である。

6. 特別定額給付金（仮称）について【新規案件】

企画部において準備を進めている。速やかに給付が可能となるよう組織体制を整える。

7. 大型連休期間の体制について

→市内の感染状況などに応じ、対策本部会議を開催する。

8. その他

香芝市医師会等との協議において、市内医療機関の負担軽減・安定した医療提供のために、感染の疑いがある方が受診される際に医療機関に事前に電話連絡し症状を伝えた上で受診する旨の周知を図ることを強く要請された他、マスク・防護服の提供を要望されている。

医療機関への事前電話連絡については既に緊急広報や広報車により周知しているが広報紙などにおいても繰り返し周知する。また、マスク・防護服については、求めがあれば提供することとしている。

9. 本部長指示

本市支援として、感染症対策や経済対策（家計支援、事業者支援など）の検討を早急に行うこと。